

一般社団法人 日本養豚協会種雌豚産子検定規程

制定 昭和23. 10. 4

改正 平成26. 4. 1 2019. 10. 1

(産子検定規程)

第1条 一般社団法人日本養豚協会（以下「本会」という。）の種雌豚産子検定（以下「産子検定」という。）は、この規程により行う。

(品種)

第2条 産子検定は、次の各号に掲げる品種について行う。

- (1) ヨークシャー
- (2) バークシャー
- (3) ランドレース
- (4) 大ヨークシャー
- (5) ハンプシャー
- (6) デュロック

(産子検定の資格)

第3条 産子検定は、次の各号のすべてに該当するもので本会が別に定める登録委員規程により委嘱した検定員の指導及び監督の下に行う。

- (1) 検定豚
子豚登記豚又は登録豚で、子豚登記又は登録した種雄豚及び種豚登録規程別表1に定める本会が適当と認める外国登録団体において血統登録をした種雄豚の種付けによって分娩した種雌豚
- (2) 調査豚及び期間
検定豚の分娩した同腹生産子豚を調査豚とし、検定期間は原則として分娩した日から3週間（生後21日間）とする

(産子検定の成績)

第4条 産子検定の成績は、本会が別に定める種雌豚産子検定基準により算出した指数とする。

(調査豚)

第5条 調査豚は、本会が別に定める一腹記録報告規程により、血統が記録簿に登載されているものとする。

(申込み)

第6条 産子検定を受けようとする豚の所有者又は管理者は、第1号様式の申込書を本会に提出しなければならない。

(証明書発行)

第7条 産子検定を終了したときは、第1号ひな形の証明書を発行する。

(書換え・再交付)

- 第8条 産子検定合格証明書を汚損又は滅失し、書換え又は再交付を受けようとする者は、第2号様式の手換え又は再交付申込書に、汚損の場合はその証明書を添え、滅失の場合はその事由を具体的に記入して本会に提出しなければならない。
- 2 本会は前項の証明書を再交付する場合には再交付の証明書には「再」の字を印することとし、再交付により元の証明書はその効力を失う。

(取消し)

- 第9条 本会が産子検定に関して虚偽又は不正の行為があると認めるときは、その検定を取り消すものとし、その証明書を本会に返納させるものとする。

(更正)

- 第10条 産子検定に関して錯誤を発見したときは、その検定を更正する。ただし、更正し得ないものは前条の例により処理する。

(料金)

- 第11条 産子検定料及びその他の料金は、次の各号のとおりとする。

- | | | | |
|-----|-----------|-------|---------------------------------------------------|
| (1) | 産子検定終了証明料 | 1頭につき | 1,000円(税込 1,100円) |
| (2) | 証明書書換料 | 同 | 1,000円(税込 1,100円) |
| (3) | 証明書再交付料 | 同 | 4,000円(税込 4,400円) |
| (4) | 産子検定・指導料 | 1腹につき | 3,000円(税込 3,300円)
(申込者と同一組織に所属する検定委員以外に委託した場合) |

(料金の納付)

- 第12条 前条の料金は、申込みの際に納付するものとする。既に納付した料金はいかなる場合でも返還しない。

(特別の費用)

- 第13条 産子検定のため第11条の料金以外の特別の費用を必要とする場合には、申込者はその一部又は全部を負担しなければならない。

(事務手続)

- 第14条 この規程によって行う事務手続は、本会が別に定める登録等事務処理要領により行う。

(電子申請)

- 第15条 申込者又は委託団体(本会登録業務等の実施に関する規程により指定した委託団体をいう。以下同じ。)が、登録等事務処理要領に定めるシステム利用者登録を行い、電子申請を利用した場合は、本規程に定める申込書を提出したものとみなす。

附則

1. この規程は昭和23年10月4日よりこれを施行する。
2. 平成17年3月31日までの間に、社団法人 日本種豚登録協会によりなされた産子検定については、この規程によりなされたものとみなす。

3. 平成22年3月31日までの間に、社団法人 日本養豚協会によりなされた産子検定については、この規程によりなされたものとみなす。
4. 平成24年3月31日までの間に、一般社団法人 日本養豚協会によりなされた産子検定については、この規程によりなされたものとみなす。
5. この規程の変更は平成26年4月1日よりこれを施行する。
6. この規程の変更は2019年10月1日よりこれを施行する。

種雌豚産子検定基準

1. 子豚の同腹生産頭数（正常に生産され哺育を開始した頭数）及び3週時（生後21日）の1腹総体重について第2項より指数を算出する。

(1) 同腹生産子豚中に奇型（鎖肛、膻肛、陰辜、片辜、間性、ヘルニア等）のものがあるとき、又は正常な乳頭が左右にそれぞれ6個に満たないものが20%以上あるときは検定を中止する

(2) 哺育開始後の淘汰は認めない

2. 指数式

(1) ランドレース、大ヨークシャー

$$\text{指数} = 100 + 5.2 (A-10) + 1.0 (B-55)$$

(2) ヨークシャー、バークシャー

$$\text{指数} = 100 + 5.2 (A-9) + 1.0 (B-50)$$

(3) ハンプシャー、デュロック

$$\text{指数} = 100 + 5.2 (A-8) + 1.0 (B-45)$$

備考 1. Aは同腹生産頭数
 2. Bは1腹総体重 (kg)

3. 補正の方法

1腹総体重については、次の係数を用いて補正する。

(1) 日齢の補正（1腹総体重に下記の数値を乗ずる）

日 齢	21	22	23	24	25	26
補正係数	1	0.97	0.93	0.90	0.87	0.85

(2) 産次の補正（1腹総体重に下記の数値を加える）

産 次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10産以上
補正係数	1.4	0.6	0	0	0	0.6	1.4	2.4	3.8	5.4

(3) 育成頭数の補正（1腹総体重に下記の数値を加える）

育成頭数	6	7	8	9	10頭以上
補正係数	19	14	9	5	0